

三重縣公報

第六千八百十五号

昭和二十三年十月十四日

木 曜 日

規 則

●三重縣規則第八十一号
三重縣薪炭檢査規則の一部を、次のように改正する。
昭和二十三年十月十四日

三重縣知事 青 木 理

第一條中「薪炭配給統制規則」を「指定農林物資檢査法及び薪炭
需給調整規則」に改める。

第三條第一号を次のように改める。
一 薪炭需給調整規則第三十六條による、柴薪、木屑、又は
禾根。

第九條を次のように改める。

檢査は、申告により、木炭においては、政府買入場所又は
檢査吏員の指定する場所、薪においては、山元車付地点又は
檢査吏員の指定する場所、瓦斯用薪においては、その生産工
場においてこれを行う。

附 則

この規則は、昭和二十三年九月二十日から、これを適用する。

告 示

●三重縣告示第四百七十九号

三重縣公報第六千八百十五号 昭和二十三年十月十四日

非常災害救助の業務に従事するための三重縣職員の証票を、
次の通り定める。
昭和二十三年十月十四日

証 票

三重縣知事 青 木 理

災害 第 号

非常出勤證明書

現住所

勤務部課

表

職氏名

年月日生

右証明する。

昭和 年 月 日

三重縣知事 青 木 理

6cm

注 意

- 一 本証は、常時これを携帯し、非常災害に際し、交通制限等の場合係員に提示して通過の承認を受けること。
- 二 本証は、右以外に使用してはならない。
- 三 本証の記載事項に異動を生じ、又は毀損、亡失し、光ときは、速かに発行者に届け出ること。
- 四 退職、その他の事由によつて不要となつたときは、直ちに返納すること。

●三重縣告示第四百八十号

三重縣保母試験委員旅費支給規程を、次のように定める。
昭和二十三年十月十四日

三重縣知事 青 木 理

第一條 三重縣保母試験委員旅費支給規程

とるところによる。

第二條 委員長及び委員が、その資格をもつて旅行するときは、在職の官公吏は、その官職に相等する旅費を、その他の者には、三重縣給與規則に定める普通旅費を支給する。

第三條 会議のため、召集せられた場合は、会議地又は会議地を距る一里未満の地に居住する者に対しては、旅費を支給しない。

附 則

この規程は、昭和二十三年九月二十日から、これを適用する。